

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 6 - 関東 2 - 2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 3 月 5 日

【会社名】 京王電鉄株式会社

【英訳名】 Keio Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 社長執行役員 都 村 智 史

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿三丁目 1 番24号

（注）本社業務は下記本社事務所において行っております。

（本社事務所）東京都多摩市関戸一丁目 9 番地 1

【電話番号】 042（337）3135

【事務連絡者氏名】 経営統括本部 経理部 I R 担当課長 宮 邊 佳

【最寄りの連絡場所】 東京都多摩市関戸一丁目 9 番地 1

【電話番号】 042（337）3135

【事務連絡者氏名】 経営統括本部 経理部 I R 担当課長 宮 邊 佳

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 10,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2024年11月22日
効力発生日	2024年12月 1 日
有効期限	2026年11月30日
発行登録番号	6 - 関東 2
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 120,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
6 - 関東 2 - 1	2025年 7 月15日	10,000百万円	-	-
実績合計額(円)		10,000百万円 (10,000百万円)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 110,000百万円
(110,000百万円)

(注)残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	京王電鉄株式会社第47回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額(円)	10,000百万円
各社債の金額(円)	1億円
発行価額の総額(円)	10,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年1.537%
利払日	毎年3月11日および9月11日
利息支払の方法	1．利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、2026年9月11日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月11日および9月11日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が、銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 利息計算期間が半か年に満たない場合は、その半か年の日割りをもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。 2．利息の支払場所 別記「（注）9．元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2029年3月9日
償還の方法	1．償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2．償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、2029年3月9日にその総額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3．償還元金の支払場所 別記「（注）9．元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2026年3月5日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2026年3月11日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	1. 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために、担保提供（当社の所有する資産に担保権を設定する場合、当社の所有する特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下「担保提供」という。）を行う場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、当該資産の上に同順位の担保権を設定する。 2. 当社が、本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合には、当社はただちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、利益維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するため担保提供をする旨の特約、または当社が自らいつでも担保提供をすることができる旨の特約をいう。

（注）1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所（以下「J C R」という。）からA A（ダブルA）の信用格付を2026年3月5日付で取得している。

J C Rの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

J C Rの信用格付は、債務履行の確実性の程度についてのJ C Rの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、J C Rの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。J C Rの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

J C Rの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、J C Rの信用格付の付与にあたり利用した情報は、J C Rが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJ C Rが公表する情報へのリンク先は、J C Rのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

J C R：電話番号 03-3544-7013

2. 振替社債

（1） 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。

（2） 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は会社法第702条ただし書きの要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4. 財務代理人ならびに発行代理人および支払代理人

（1） 当社は、三井住友信託銀行株式会社（以下「財務代理人」という。）との間に京王電鉄株式会社第47回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）財務及び発行・支払代理契約を締結し、本社債の発行代理人および支払代理人としての事務その他本社債に係る事務を財務代理人に委託する。

（2） 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務または責任を負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。

（3） 財務代理人を変更する場合には、当社は事前にその旨を下記（注）6. に定める方法により社債権者に通知する。

5. 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 当社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には本社債総額についてただちに期限の利益を喪失する。

当社が、別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。

当社が、別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し7日以内に当社がその履行をしないとき。

当社が、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。

当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来しても弁済をすることができないとき。

当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。

当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

- (2) 前号の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合、当社はただちにその旨を公告する。

6. 社債権者に通知する場合の公告

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）によりこれを行う。

7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。

- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

9. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等その他の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	4,000	1. 引受人は本社債の 全額につき共同し て買取引受を行 う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額 100円につき金22.5 銭とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	3,000	
三菱ＵＦＪモルガン・スタン レー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	2,000	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,000	
計	—	10,000	—

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	38	9,962

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額9,962百万円は、全額をサステナビリティファイナンス・フレームワークの適格クライテリアを満たすグリーンプロジェクトである新型通勤車両「2000系」の新造及びホームドア整備にかかる設備資金の新規投資へ2028年3月末までに充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】**サステナビリティファイナンスとしての適格性について**

当社は、「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2025」（注1）、「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2025」（注2）、「グリーンローン原則（Green Loan Principles）2025」（注3）、「ソーシャルローン原則（Social Loan Principles）2025」（注4）、「グリーンボンドガイドライン2024年版」（注5）、「ソーシャルボンドガイドライン2021年版」（注6）、「グリーンローンガイドライン2024年版」（注7）及び「サステナビリティボンドガイドライン（Sustainability Bond Guidelines）2021」（注8）に則したサステナビリティファイナンス・フレームワークを策定し、それらへの適合性について、株式会社日本格付研究所（JCR）より「JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」（注9）の最上位評価である「SU1（F）」の評価をセカンド・パーティ・オピニオンとして取得しております。サステナビリティファイナンス・フレームワークに基づき、本社債を含むサステナビリティファイナンスによる資金の調達を行います。

また、本セカンド・パーティ・オピニオンの取得については、環境省の「令和7年度グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業（脱炭素関連部門）」（注10）の補助金交付対象となっております。

（注1）グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2025とは、国際資本市場協会（以下「ICMA」という。）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「グリーンボンド原則」といいます。

（注2）ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2025とは、ICMAにより策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「ソーシャルボンド原則」といいます。

（注3）グリーンローン原則（Green Loan Principles）2025とは、ローン市場協会（LMA）、アジア太平洋地域ローン市場協会（APLMA）及びローンシンジケート・トレーディング協会（LSTA）（以下「LMA等」という。）により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドラインをいい、以下「グリーンローン原則」といいます。

（注4）ソーシャルローン原則（Social Loan Principles）2025とは、LMA等により策定された社会的分野に用途を限定する融資のガイドラインをいいます。

（注5）グリーンボンドガイドライン2024年版とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2024年11月に改訂したガイドラインをいいます。

（注6）ソーシャルボンドガイドライン2021年版とは、ソーシャルボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がソーシャルボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、ソーシャルボンドを国内でさらに普及させることを目的に、金融庁が2021年10月に策定・公表したガイドラインをいいます。

（注7）グリーンローンガイドライン2024年版とは、グリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンローンを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2020年3月に策定・公表し、2024年11月に改訂したガイドラインをいいます。

（注8）サステナビリティボンドガイドライン（Sustainability Bond Guidelines）2021とは、ICMAにより策定されているサステナビリティボンドの発行に係るガイドラインをいいます。

（注9）JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価とは、サステナビリティファイナンスにより調達される資金がJCRの定義するサステナビリティプロジェクトに充当される程度並びに当該サステナビリティファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。なお、「JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」は、個別の債券又は借入に関する評価と区別するため、評価記号の末尾に（F）をつけて表示されます。

（注10）「令和7年度グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業（脱炭素関連部門）」とは、グリーンボンド等を発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンド等のフレームワーク策定等のコンサルティングにより支援を行う登録支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業をいいます。対象となるグリーンボンド等の要件は、発行時点において以下の全てを満たすものとなります。

（1）発行時点において、調達資金の100%がグリーンプロジェクトに充当されるものであって、調達資金の50%以上が国内脱炭素化事業に充当される又は調達資金の使途となるグリーンプロジェクト件数の50%以上が国内脱炭素化事業であること。

- （２） グリーンボンド等のフレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までに外部レビュー機関により確認されること。
- （３） フレームワークが発行までに公表済みであること。
- （４） 「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」に整合し、トランジションファイナンスとして資金調達するものではないこと。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第104期（自2024年 4 月 1 日 至2025年 3 月31日） 2025年 6 月24日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度 第105期中（自2025年 4 月 1 日 至2025年 9 月30日）2025年11月14日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2026年 3 月 5 日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2025年 7 月 1 日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2026年 3 月 5 日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第12号の規定に基づく臨時報告書を2026年 2 月 9 日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載した「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本発行登録追補書類提出日（2026年3月5日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、そのうち有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（2）経営環境及び対処すべき課題＜経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な経営指標＞」に記載の、2025年度の目標数値については、2025年6月時点の予想であり、本発行登録追補書類提出日（2026年3月5日）現在の業績予想とは異なっております。

当該事項を除き、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その作成時点での予想や一定の前提に基づいており、その達成および将来の業績を保証するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

京王電鉄株式会社本店

（東京都新宿区新宿三丁目1番24号）

京王電鉄株式会社本社事務所

（東京都多摩市関戸一丁目9番地1）

（注）本社業務は上記本社事務所において行っております。

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。